

正

2 届出対象行為

景観計画区域内で以下の行為を行う場合は、景観法第16条第1項に基づく届出が必要です。なお、「重点地区（第6章）」については、別途、届出対象行為を定めます。

表5-1 景観計画区域における届出対象行為・規模

| 届出対象行為 | | 対象規模等 |
|----------|-------------------------------|--|
| 建築物 | 新築、増築、改築、移転 | ●延べ面積 500 m ² 以上、又は高さ 10m 以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模) |
| | 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 | ●上記のもので、壁面又は屋根面それぞれの総面積の 1/2 以上の変更 |
| 工作物* | 新設、増築、改築、移転 | ●築造面積 1,000 m ² 以上、又は地盤面から高さ 10m 以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模) |
| | 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 | ●上記のもので、外観の総面積の 1/2 以上の変更 |
| 開発行為 | 建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更 | ●面積 3,000 m ² 以上 |
| 土地の形質の変更 | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ●面積 3,000 m ² 以上、又は切土、盛土によって生じる法面・擁壁の高さが 3m 以上 |
| 屋外の堆積 | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ●高さ 3m 以上、又は面積 500 m ² 以上かつ堆積期間が 60 日以上 |

※届出の対象となる工作物は、以下に掲げるものとします。

- 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する再生可能エネルギー発電設備
- 煙突
- 電波塔、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
(ただし、架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものは、地盤面からの高さが15m以上のもの)
- 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 石油類、ガス類、穀物、飼料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- 処理施設（汚物処理場及びごみ焼却場等）
- 立体駐車場
- 擁壁、門、塀、垣（生垣を除く）及び柵（カザテを含む）
- 遊園地等の遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔等）
- その他、市長が指定するもの

【届出の適用除外行為について】

上表に掲げる行為のうち、通常の管理行為や軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項の規定に該当するものは、届出が不要となります。

【景観法の規定による罰則について】

届出をせずに行為に着手したもの又は虚偽の届出をしたもの、行為の着手制限に違反して届出に係る行為に着手したもの等は、景観法の規定により罰則を受ける場合があります。

誤

2 届出対象行為

景観計画区域内で以下の行為を行う場合は、景観法第16条第1項に基づく届出が必要です。なお、「重点地区（第6章）」については、別途、届出対象行為を定めます。

表5-1 景観計画区域における届出対象行為・規模

| 届出対象行為 | | 対象規模等 |
|----------|-------------------------------|--|
| 建築物 | 新築、増築、改築、移転 | ●延べ面積 500 m ² 以上、又は高さ 10m 以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模) |
| | 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 | ●上記のもので、壁面又は屋根面それぞれの総面積の 1/2 以上の変更 |
| 工作物* | 新設、増築、改築、移転 | ●築造面積 1,000 m ² 以上、又は地盤面から高さ 10m 以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模) |
| | 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 | ●上記のもので、外観の総面積の 1/2 以上の変更 |
| 開発行為 | 建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更 | ●面積 3,000 m ² 以上 |
| 土地の形質の変更 | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ●面積 3,000 m ² 以上、又は切土、盛土によって生じる法面・擁壁の高さが 3m 以上 |
| 屋外の堆積 | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ●高さ 3m 以上、又は面積 500 m ² 以上かつ堆積期間が 60 日以上 |

※届出の対象となる工作物は、以下に掲げるものとします。

- 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する再生可能エネルギー発電設備
- 煙突
- 電波塔、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
(ただし、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの並びに電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものは、地盤面からの高さが15m以上のもの)
- 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 石油類、ガス類、穀物、飼料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- 処理施設（汚物処理場及びごみ焼却場等）
- 立体駐車場
- 擁壁、門、塀、垣（生垣を除く）及び柵（カザテを含む）
- 遊園地等の遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔等）
- その他、市長が指定するもの

【届出の適用除外行為について】

上表に掲げる行為のうち、通常の管理行為や軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項の規定に該当するものは、届出が不要となります。

【景観法の規定による罰則について】

届出をせずに行為に着手したもの又は虚偽の届出をしたもの、行為の着手制限に違反して届出に係る行為に着手したもの等は、景観法の規定により罰則を受ける場合があります。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項